

○大洲市内社会福祉法人等災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大洲市内の入所施設を持つ社会福祉法人等（以下「法人等」という。）において、火災又は震災及び風水害による災害並びに感染症等（以下これらを「災害等」という。）が発生し、自らによる入所施設の利用者に対する支援機能の維持等が困難な法人等に対して、当該支援機能の補完等を目的とした応援（以下「応援」という。）を円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとし、災害等が発生していない法人等での通常の業務を妨げない範囲で行うことができるものとする。

- (1) 必要な人材の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び生活支援に必要な場所の提供
- (4) 必要な資機材及び物資の提供
- (5) その他特に要請のあったもの

(応援の体制)

第3条 この協定に定める法人等による災害等が発生したときの応援を始め、平時の活動が円滑に行われるようその連絡調整等を行う事務局を「大洲市市民福祉部高齢福祉課」に置く。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、協定を締結する法人等からの要請によるものとし、その場合には次の事項を可能な限り明らかにし、前条に規定する事務局に文書により要請するものとする。

- (1) 被害の状況（種類、発生日時等）
- (2) 第2条第1号に掲げる応援の内容を要請する場合にあっては、必要な職種及び人数
- (3) 第2条第2号から第4号に掲げる応援の内容を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他必要とする事項

2 事態が切迫している場合は、電話等による要請を可能とし、後で文書により速やかに提出するものとする。

3 災害等の理由により、事務局が機能していない状況の場合は、直接法人等に要請することも可能とし、後で文書により報告するものとする。

(要請の連絡等)

第5条 前条の要請を受けたとき、事務局は、速やかに要請をした法人（以下「受援法人」という。）を除く他の法人等（以下「応援法人」という。）に要請を受けた内容を文書で連絡し、応援法人は、要請を受けた内容に応じ、応援が可能な内容を文書で事務局に報告するものとする。

(応援計画)

第6条 事務局は、受援法人からの要請を受けた内容及び応援法人からの応援が可能な内容をもとに応援に関する需給調整を行い、これに係る応援計画を作成し、受援法人及び応援法人に文書により通知するものとする。

2 事態が切迫している場合は、電話等による通知を可能とし、後で文書により速やかに提出するものとする。

3 応援法人は、応援計画に基づく応援を最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

(自主応援)

第7条 法人等は、大洲市内で激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災地域との連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第4条による受援法人からの応援の要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合においては、第4条第1項の応援の要請があったものとみなす。

3 法人等以外の大洲市内における社会福祉施設及び事業所についても、災害等による応援要請があった場合は、可能な限りこの協定の定める応援を行うこととする。

(応援費用の負担)

第8条 応援に要した費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 受援法人への人的派遣は、勤務又は公務扱いとし、その費用は応援法人が負担する。
- (2) 備蓄品、介護用品等一切の物資に係る費用は、受援法人が負担する。ただし、受援法人に届けるための経費についてのみ応援法人が負担する。
- (3) 物資に係る受援法人の費用弁済の方法は、現物による返済等を含め、双方の協議によるものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか費用負担等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第9条 法人等は、この協定の実施に当たり知り得た秘密又は個人情報を協定の目的以外に利用

し、又は第三者に提供してはならない。

(賠償責任)

第10条 応援法人の職員が応援業務により被った損害は、応援法人がその賠償の責めを負うものとする。

2 前項の場合において、受援法人と応援法人との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

3 感染症等が発生した場合において、受援法人が必要最低限の準備物（感染者及び濃厚接触者とみなされる者等に接遇する際の医療防護マスクや感染予防服等）を応援職員に貸与するなど安全性を十分確保しなければならない。これを怠り、応援職員に感染症等が発生した場合は、受援法人がその責めを負うものとする。

4 応援法人の職員が業務上第三者に損害を与えた場合（その損害が受援法人と応援法人との往復途上に生じた場合を除く。）は、受援法人がその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援法人の職員が故意又は重大な過失によって、第三者に損害を与えた場合は、この限りでない。

(連絡会)

第11条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、毎年定期的に必要な情報の交換の場を開催するものとする。

(その他)

第12条 この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書には、大洲市内社会福祉法人等の代表者等が記名押印して、本書8通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和2年10月27日

住所 法人名	高知県宿毛市平田町戸内1813番地1 社会福祉法人 愛生福祉会 理事長 協定締結施設 小規模特別養護老人ホーム 札掛の里
住所 法人名	愛媛県大洲市市木1215番地 社会福祉法人 大洲育成園 理事長 協定締結施設 障害者支援施設 大洲育成園
住所 法人名	愛媛県大洲市西大洲甲911番地1 社会福祉法人 大洲幸楽園 理事長 協定締結施設 救護施設 大洲幸楽園
住所 法人名	愛媛県大洲市柴甲595番地1 社会福祉法人 清祥会 理事長 協定締結施設 小規模特別養護老人ホーム 清祥会ひまわり
住所 法人名	愛媛県大洲市春賀甲1688番地 社会福祉法人 三善会 理事長 協定締結施設 障害者支援施設 大洲ホーム
住所 法人名	愛媛県大洲市菅田町菅田丙495番地34 社会福祉法人 友愛会 理事長 協定締結施設 特別養護老人ホーム 希望ヶ丘荘 特別養護老人ホーム 希望ヶ丘荘アネックス
住所 法人名	愛媛県大洲市大洲810番地1 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合 組合長 協定締結施設 特別養護老人ホーム とみす寮 特別養護老人ホーム かわかみ荘
住所 自治体名	愛媛県大洲市大洲690番地の1 大洲市 大洲市長 協定締結施設 養護老人ホーム 清和園 養護老人ホーム さくら苑 障害者支援施設・福祉型障害児入所施設 大洲学園